平成２５年（フ）第１００号
横浜市南区永田東２丁目11番23号　エトワールハイツ202号
債務者　廣田　　徹
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４８号
神奈川県藤沢市辻堂新町１丁目２番７―201号
債務者　岡野　知美（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９号
東京都東大和市南街４丁目５番地の１アビテ・ブランシェ101号
債務者　花輪　　泉（旧姓宮本・湯本）
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６１０号
静岡県湖西市新所1343番地の２
債務者　谷　美津雄
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午前10時30分　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第８号
長崎県佐世保市指方町3541番地　アートインラフィーネ203号、旧住所長崎県佐世保市陣の内町200番地
債務者　岡　　浩貴
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１４号
長崎県佐世保市柚木町2143番地　三浦方、旧住所長崎県佐世保市柚木町2152番地
債務者　里村彩弥香（旧姓永山）
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第４号
熊本県八代市西片町2136番地２、前住所熊本県八代市西片町1909番地１　101
債務者　橋口　良一
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月15日午前11時　熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第５号
熊本県八代市西片町2136番地２、前住所熊本県八代市西片町1909番地１　101
債務者　橋口　真美（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月15日午前11時　熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第９６３号
千葉県千葉市緑区おゆみ野中央１丁目22―１―203
債務者　保田ゆか里（旧姓我妻）
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９８号
東京都大田区羽田２丁目５―８
債務者　有田　浩範
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００７号
東京都大田区蒲田３丁目９―７　ミディアム・ウチムラ’94―302
債務者　岸リディアこと　キシ　リディア　ラモス
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２７２号
沖縄県中頭郡読谷村字喜名2292番地２
債務者　我如古　勲
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前10時　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第４号
沖縄県うるま市石川東山本町２丁目10番21号　オアシス東山302
債務者　平良　　悟
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前10時　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第８号
沖縄県沖縄市山内２丁目４番１号　メゾン吉村Ⅱ202
債務者　髙橋　浩美（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前10時　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２００号
長崎県佐世保市木風町1447番地４
債務者　中島　貴子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係